

※3(5)「級別職員数の状況」における区分・標準的な職は、以下の職制によるものです。

一般行政職の職制

区分 (級)	職位	標準的な職	同等級区分の職	職務
8級	部長級	部長	部長、本部長	所管部局の事務を掌理するとともに、所管部局の課所室長等を指揮監督する。
			担当部長、危機管理監	所属部局における特定の施策等に関する事務を掌る。
			理事	所属部長等に助言・補佐するとともに、所属部局における特定の施策等に関する調査、企画その他の事務を掌る。
7級	次長級	次長	次長、副本部長	所属部長を補佐するとともに、部局内の各課所室の業務調整等を行う。
			副理事	所属部長の命を受けて、部局における特定の施策等に関する調査、企画その他の事務を行う。
6級	課長級	課長	課長、室長、事務長	所属部長等の命を受けて、所管課所室の事務を掌る。
			担当課長、報道官、防災主幹	所属部長等の命を受けて、担当する施策等に関する事務を掌る。
			参事	所属長に助言・補佐するとともに、所属における特定の施策等に関する調査、企画その他の事務を行う。
5級	課長補佐級	課長補佐	課長補佐、室長補佐	所属長を補佐するとともに、所属内の各担当の業務調整等を行う。
			副参事	所属長の命を受けて、所属における特定の施策等に関する調査、企画その他の事務を行う。
4級	主席主査級	主席主査	主席主査、係長	所属長の命を受けて、所属又は担当等の重要な事務の一部を分担処理する。
	主査級	主査	主査	所属長の命を受けて、所属又は担当等の事務の一部を分担処理する。
3級	主査級	主査	主査	所属長の命を受けて、所属又は担当等の事務の一部を分担処理する。
	主任級	主任	主任	所属長の命を受けて、所属又は担当等の重要な事務を掌る。
2級	一般	主事技師		所属長の命を受けて、所属又は担当等の事務を掌る。
1級	一般	主事技師		所属長の命を受けて、所属又は担当等の事務を掌る。